

# 令和4年度国民健康保険制度

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## 令和4年度の保険税率が変わります

|       | 令和3年度    |        |        | ➔ | 令和4年度    |        |        |
|-------|----------|--------|--------|---|----------|--------|--------|
|       | 医療分      | 後期分    | 介護分    |   | 医療分      | 後期分    | 介護分    |
| 所得割   | 7.75%    | 2.40%  | 1.77%  |   | 7.74%    | 2.42%  | 1.77%  |
| 資産割   | 10.80%   | 2.40%  | 2.00%  |   | -        | -      | -      |
| 均等割   | 2万7,800円 | 7,300円 | 8,600円 |   | 2万6,400円 | 7,800円 | 8,100円 |
| 平等割   | 2万7,200円 | 6,200円 | 6,400円 |   | 2万6,400円 | 7,200円 | 6,300円 |
| 賦課限度額 | 63万円     | 19万円   | 17万円   |   | 65万円     | 20万円   | 17万円   |

※令和4年度から、保険税率の算定方式が3方式（所得割・均等割・平等割）に変更となります。

## 未就学児に対して均等割の軽減を行います

令和4年度の保険税から、小学校入学前のお子さんの均等割（医療分・後期分）が5割軽減されます。

|     | 軽減前保険税（年額） |        |          | ➔ | 軽減後保険税（年額） |        |          |
|-----|------------|--------|----------|---|------------|--------|----------|
|     | 医療分        | 後期分    | 合計       |   | 医療分        | 後期分    | 合計       |
| 均等割 | 2万6,400円   | 7,800円 | 3万4,200円 |   | 1万3,200円   | 3,900円 | 1万7,100円 |

## 年間保険税額の目安

※一定以上の所得のある人が世帯内に1名かつ未就学児を含まない場合の試算

| 世帯の所得額 | 固定資産税 | 世帯人数 | 世帯のうち40～64歳の人数 | 所得の種類 | 保険税額（年額）  |           | 保険税の軽減措置 |
|--------|-------|------|----------------|-------|-----------|-----------|----------|
|        |       |      |                |       | 令和3年度     | 令和4年度     |          |
| 500万円  | 5万円   | 4人   | 2人             | 給与等   | 76万1,500円 | 74万9,900円 | -        |
|        |       |      |                | その他   | 74万9,500円 | 73万7,900円 | -        |
| 250万円  | 5万円   | 4人   | 2人             | 給与等   | 46万3,500円 | 45万1,700円 | -        |
|        |       |      |                | その他   | 41万2,200円 | 40万1,200円 | 2割       |
| 150万円  | 5万円   | 4人   | 2人             | 給与等   | 30万4,800円 | 29万3,800円 | 2割       |
|        |       |      |                | その他   | 23万3,700円 | 22万3,900円 | 5割       |
| 150万円  | 5万円   | 2人   | 0人             | 給与等   | 22万8,800円 | 22万800円   | -        |
|        |       |      |                | その他   | 21万8,700円 | 21万600円   | -        |
| 50万円   | 5万円   | 2人   | 0人             | 給与等   | 7万5,500円  | 6万8,200円  | 5割       |
|        |       |      |                | その他   | 6万5,400円  | 5万8,000円  | 5割       |
| 0円     | 0円    | 1人   | 0人             | -     | 2万500円    | 2万300円    | 7割       |

※給与等 = 一定以上の所得のある給与所得者と公的年金等の受給者

令和4年度の保険税（料）額は、7月に個別にお知らせします。国民健康保険は世帯主宛てに、後期高齢者医療は個人宛てに郵送します。



# 令和4年度 後期高齢者医療制度

■ 問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)

## 令和4・5年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療の医療費として必要な金額を推計し、2年に1度保険料率の見直しがされます。

| 区分    | 令和2・3年度    | 令和4・5年度    |
|-------|------------|------------|
| 均等割   | 年間5万2,048円 | 年間5万1,892円 |
| 所得割   | 年間10.98%   | 年間10.98%   |
| 賦課限度額 | 64万円       | 66万円       |

## 年間保険料額の目安

①単身世帯の場合

| 年金収入  | 令和3年度     | 令和4年度     | 均等割<br>軽減 |
|-------|-----------|-----------|-----------|
| 80万円  | 1万5,600円  | 1万5,500円  | 7割        |
| 196万円 | 7万3,200円  | 7万3,100円  | 5割        |
| 220万円 | 11万5,200円 | 11万5,000円 | 2割        |
| 240万円 | 14万7,500円 | 14万7,400円 | なし        |

②夫婦2人世帯（共に被保険者）で、妻の年金収入が80万円以下の場合

| 夫の<br>年金収入 | 区分 | 令和3年度     | 令和4年度     | 均等割<br>軽減 |
|------------|----|-----------|-----------|-----------|
| 80万円       | 夫  | 1万5,600円  | 1万5,500円  | 7割        |
|            | 妻  | 1万5,600円  | 1万5,500円  |           |
| 196万円      | 夫  | 7万3,200円  | 7万3,100円  | 5割        |
|            | 妻  | 2万6,000円  | 2万5,900円  |           |
| 230万円      | 夫  | 12万6,100円 | 12万6,000円 | 2割        |
|            | 妻  | 4万1,600円  | 4万1,500円  |           |
| 275万円      | 夫  | 18万6,000円 | 18万5,800円 | なし        |
|            | 妻  | 5万2,000円  | 5万1,800円  |           |

## 令和4年度は、保険証が2回（7月・9月）郵送されます

保険証は、毎年8月に更新されますが、令和4年10月に窓口負担割合が見直されることにより、令和4年度は、7月下旬と9月下旬の2回交付されます。

| 発送時期 | 保険証の色 | 有効期限      | 窓口負担割合        |
|------|-------|-----------|---------------|
| 現在   | 黄緑色   | 令和4年7月31日 | 1割または3割       |
| 7月下旬 | 黄色    | 令和4年9月30日 | 1割または3割       |
| 9月下旬 | 橙色    | 令和5年7月31日 | 1割、2割、3割のいずれか |

令和4年10月1日から、病院の窓口で医療費を支払うときに、  
1割負担から2割負担へ変更となる方がいます。  
令和3年中の所得をもとに、令和4年8月頃から判定できます。



5/2  
発送予定

# 令和4年度 軽自動車税種別割

■問合せ 税務課税務係 (☎ 23 - 2332)

## ◆軽自動車（三輪及び四輪以上）

| 種 別   |     | 年 税 額   |   |  |         |
|-------|-----|---|---|--|---------|
|       |     | 平成21年<br>4月1日<br>から平成<br>27年3月<br>31日まで<br>に最初の<br>新規検査<br>を受けた<br>車両 | 平成27年<br>4月1日<br>以降に最<br>初の新規<br>検査を受<br>けた車両 | 平成21年<br>3月31日<br>以前に最<br>初の新規<br>検査を受<br>けた車両 |         |
| 三輪のもの |     | 3,100円  | 3,900円  | 4,600円   |         |
| 四輪以上  | 乗用  | 自家用   | 7,200円  | 10,800円  | 12,900円 |
|       |     | 営業用   | 5,500円  | 6,900円   | 8,200円  |
|       | 貨物用 | 自家用   | 4,000円  | 5,000円   | 6,000円  |
|       |     | 営業用   | 3,000円  | 3,800円   | 4,500円  |

最初の新規検査（新車として新規に受ける車検）の年月日によって税率（年税額）が変わります。

## ◆原動機付自転車（125cc以下） 二輪車（125cc超）・小型特殊自動車等

| 種 別         | 年 税 額                  |        |
|-------------|------------------------|--------|
| 原動機付自転車     | 50cc以下                 | 2,000円 |
|             | 90cc以下<br>(51～90cc)    | 2,000円 |
|             | 125cc以下<br>(91～125cc)  | 2,400円 |
|             | ミニカー                   | 3,700円 |
| 二輪の軽自動車     | 250cc以下<br>(126～250cc) | 3,600円 |
| 二輪の小型自動車    | 250cc超                 | 6,000円 |
| 小型特殊自動車     | 農耕作業用                  | 2,400円 |
|             | その他                    | 5,900円 |
| 専ら雪上を走行するもの |                        | 3,000円 |
| 導車体         |                        | 3,600円 |

## グリーン化特例（軽課）措置

環境負荷の小さい車両に対して、排出ガス・燃費性能の基準に応じて軽課税率が適用されます。軽課税率の対象となるのは、令和3年度中（令和3年4月1日～令和4年3月31日）に新車新規登録された、排出ガス・燃費性能の優れた車両です。軽課税率が適用されるのは、今年度限りで、次年度以降は標準税率になります。軽課税率の区分要件等の詳細は問合せください。

| 区 分   | 標準税率<br>の年税額 | 軽課税率が適用される場合の<br>年税額 |                      |                      |               |
|-------|--------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------|
| 軽減率   | —            | 標準税率<br>の概ね<br>75%軽減 | 標準税率<br>の概ね<br>50%軽減 | 標準税率<br>の概ね<br>25%軽減 |               |
| 三輪のもの | 3,900円       | 1,000円               | 2,000円               | 3,000円               |               |
| 四輪以上  | 乗用           | 自家用                  | 10,800円              | 2,700円               | 軽課税対象外        |
|       |              | 営業用                  | 6,900円               | 1,800円               | 3,500円 5,200円 |
|       | 貨物用          | 自家用                  | 5,000円               | 1,300円               | 軽課税対象外        |
|       |              | 営業用                  | 3,800円               | 1,000円               |               |

～減免を受けられる方へ～

減免申請は5月31日まで

▼対象 障がいのある方または障がいのある方と生計を一にする方が通院等のために使用する車両（普通自動車の減免との併用は不可）。生計を一にする方が所有する場合や障がいのある方を常時介護する方が運転する場合なども、減免が受けられる場合があります。

▼その他 手帳の級別によっては減免が受けられない場合があります。また、申請期限を過ぎた場合は、令和4年度の減免を受けることはできません。詳細は税務係まで問合せください。

令和4年度 納税通知書発送予定日 5月2日（月）

令和4年度 減免申請期限 5月31日（火）

<必要書類>

①減免申請書 ②身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳 ③車検証 ④運転免許証（実際に減免を受ける車を運転する方のもの）

⑤軽自動車税種別割納税通知書

## 未整備地域で光回線が利用できるようになりました！

光回線の未整備地域を対象とした回線整備工事が完了し、対象地域で4月15日（金）から光回線が利用できるようになりました。

光回線によるインターネットのご利用はもちろん、スマート農業、テレワーク、遠隔授業など様々な活用ができますので、対象地域にお住まいの方々につきましては、是非今回整備された光回線をご活用ください。

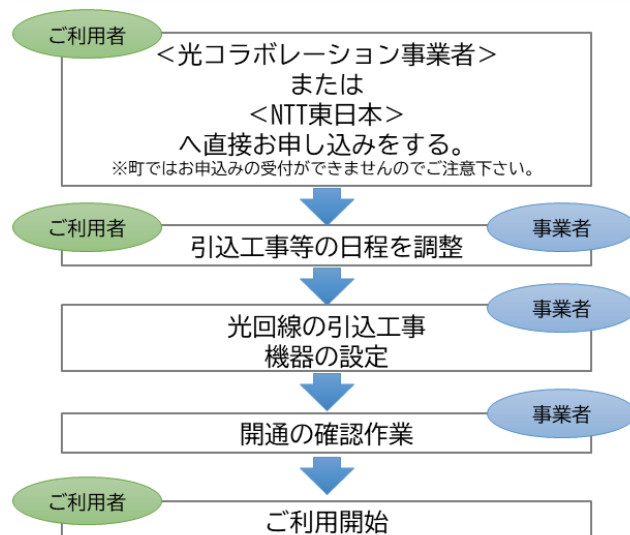
### ▼対象地域

中小屋、東裏、蕨岱、川下右岸、川下左岸、当別太、上当別、若葉、下川町、茂平沢、金沢、青山

※ご利用のお申込みにつきましては、光コラボレーション事業者またはNTT東日本へ直接お申込み・ご契約下さい。また、ご利用に係る費用については、ご契約者様のご負担となります。

▼問合せ デジタル都市推進課デジタル都市推進係  
(☎ 23 - 3767)

## ご利用開始までの流れ



## 「太陽光パネル・蓄電池」の共同購入参加者募集中！

北海道では3月16日より、太陽光パネル・蓄電池の共同購入事業（みんなのおうちに太陽光）の参加者を募集します。

日々の生活に使う電気を自宅の屋根で発電できる太陽光パネル、そして発電した電気を夜間も有効に活用し災害時にも役立つ蓄電池。おうちで過ごす時間が増える今こそ、道民みんなでおトクに購入しませんか。

### ▼参加登録期限

令和4年8月17日（水）

### ▼参加登録 WEB サイト

参加登録・詳しい情報は専用 WEB サイトにて  
<https://group-buy.jp/solar/hokkaido/home>

### ▼問合せ

北海道みんなのおうちに太陽光事務局  
(☎ 0120-216-100)  
(10時～18時（土日祝日除く）)



北海道HP

## 登録から購入判断までの流れ

